

法人まとめ請求 利用規約

第 1 条（本利用規約）

1. 法人まとめ請求利用規約（以下、「本利用規約」という。）は、以下の条項に従ってソフトバンク株式会社（以下、「当社」という。）が提供する「法人まとめ請求」（以下、「法人まとめ請求サービス」という。）のご利用条件を定めるものです。
2. お客様は、法人まとめ請求サービスへのお申し込みにあたり、本利用規約に同意していただきます。
3. 当社は、効力発生日の 30 日以上前までにお客様への通知または当社のホームページへの表示その他当社所定の方法による周知の上、本規約を変更することができます。この場合、法人まとめ請求サービスのご利用条件は、変更後の本利用規約によります。

第 2 条（法人まとめ請求サービスの内容）

1. 法人まとめ請求サービスは、以下の 2 つのサービスにより構成されます。
 - (1) 電気通信事業者（以下、「キャリア等」という。）の電気通信サービス（以下、「通信サービス」という。）の利用料金、その他キャリア等がお客様に対して請求する料金または代金の支払いを当社が代行し、各キャリア等からお客様への請求書を当社が 1 つにまとめてお客様に請求するサービス（以下、「支払代行サービス」という。）。但し、支払代行サービスの対象となるキャリア等は当社が承諾した事業者に限り、ます。なお、当社がお客様に代わって支払いを行った時点において、当社はお客様に対して当該支払った金銭に関する請求権（求償権）を取得します。
 - (2) お客様への請求事業者（電気通信事業者に限りません。）からのお客様に対する料金または代金の請求を当社が請求事業者に代行してお客様に請求するサービス（以下、「回収代行サービス」という。）。但し、回収代行サービスの提供は、請求事業者から当社に要請があり当社がこれを承諾した場合に限られます。
2. 法人まとめ請求サービスは、お客様のキャリア等その他の請求事業者に対する支払義務を当社が保証するものではありません。

第 3 条（サービス提供の条件）

1. 法人まとめ請求サービスは、当社の定める「法人まとめ請求基本申込書」及び「法人まとめ請求回線申込書」（以下、これらをあわせて「申込書等」という。）により申込を受け付けます。

なお、当社が必要と認める場合は、申込書等の提出または契約上の合意について、当社指定のクラウド型電子契約システムの方法によることができるものとし、お客様から当社へ申込書等が提出されたことをもって、お客様が本利用規約に同意したものとみなします。
2. 法人まとめ請求サービスの対象となるキャリア等その他の請求事業者（以下、「サービス対象キャリア等」という。）、及びサービス対象となるお客様への請求については、申込書等において特定するものとします。
3. 当社はお客様の申込が次の条件をいずれも満たす場合はお客様からの申込を承諾し、原則として、申込日の属する月の翌々月利用分にかかる請求から法人まとめ請求サービスの提供を開始します。
 - (1) 当社サービスの利用があること。電気通信事業には限りませんが、その場合毎月請求が発生するサービスであることが前提となります。
 - (2) (1)の契約者回線を法人まとめ請求サービスの対象とすること。
 - (3) 当社指定の与信審査を通過すること。
 - (4) お客様が法人であること。
4. お客様への法人まとめ請求サービスの提供開始後、お客様が前項に定める条件を満たさなくなった場合、当社はお客様に通知の上、法人まとめ請求サービスの提供を終了できるものとします。
5. 第 3 項(3)の与信審査の結果、保証金を預託いただくことがあります。保証金の額については当社内規により決定するものとします。預託いただいた保証金に対し、当社は預り証を発行いたしません。なお、保証金には金利は付さず、法人まとめ請求サービス解約時に、第 13 条第 3 項に従って返還いたします。
6. 前項にかかわらず、法人まとめ請求サービス提供開始後、サービスの対象となる請求金額に著しい増減が生じた場合またはお客様

の信用状態が著しく変化した場合においては、当社の判断によりお客様に保証金を新たに預託いただくこと、または預託いただいている保証金の額の見直しを行うことができるものとします。なお、新たに保証金を預託いただく場合または保証金額が増額となる場合は、新たな保証金の額または預託いただいている保証金との差額をお客様にお支払いいただくか、または別途当社の要求する担保をご提供いただきます。

第 4 条（法人まとめ請求サービス提供の料金）

お客様は当社に対して、法人まとめ請求サービス提供の料金として、以下の各号に定める料金を、当社の請求に応じて支払うものとします。

(1) 支払代行サービスの料金 1 回線毎に 200 円（税抜）但し、i 当社の回線については、無料となります。ii 以下のキャリア等については、原則無料となります（一部サービスは有料となります。また、下記 iii にご注意ください。）。東日本電信電話株式会社（N T T 東日本）、西日本電信電話株式会社（N T T 西日本）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、K D D I 株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ iii 利用開始後、1 年を経過した日を含む月の翌月（以下、「測定月」という。）その前月、その前前月の請求金額に占める当社の請求金額の割合が法人まとめ請求サービスの対象となる請求金額の 10%に満たない場合、測定月の翌月から、上記 ii の各キャリア等の 1 回線毎に 200 円（税抜）のご利用代金をお支払いいただきます。

(2) 請求代行サービスの料金 無料

(3) 当社は、本条に定める料金を第 6 条に従って月次で請求いたします。

第 5 条（請求先の変更等）

1. お客様は、サービス対象キャリア等の請求書送付先を当社に変更する事に同意するとともに、各サービス対象キャリア等に対して必要な手続きを行います。なお、請求書送付先変更が発生した場合もお客様にて必要な手続きを行うものとし、当社から各サービス対象キャリア等に対して変更手続きを依頼することに同意するものとします。
2. 前項にかかわらず、サービス対象キャリア等が当社である場合、お客様は請求書送付先変更に必要な書類を当社に提供するものとします。
3. お客様は、サービス対象キャリア等の請求明細情報につき、お客様もしくは各サービス対象キャリア等から当社が請求データを受領することに同意、協力するものとします。

第 6 条 （サービス対象キャリア等の料金の請求方法）

当社は、サービス対象キャリア等のお客様への請求を、当社の定めに従い取りまとめて、各月 23 日頃までに、前月ないしは前月までにかかる請求金額をお客様に請求いたします。また、当社は上記請求とあわせて、当月分にかかる第 4 条のサービス提供料金を請求いたします。お客様は、当社の請求に従い、以下各号のいずれかの方法により支払うものとします。

(1) 預金口座振替・郵便局自動払込当社からの料金請求月の翌月 8 日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に当社指定の口座引き落とし代行業者が、ご指定の口座から引き落とします。なお、振替手数料は当社負担とし、領収書の発行は原則行いません。

(2) 金融機関等（コンビニエンスストアを含む）窓口払当社からの料金請求月の翌月 8 日（金融機関休業日の場合は翌営業日）までに、金融機関等の窓口で支払うものとします。なお、当社が別途指定する金融機関等で支払う場合の振込手数料は当社負担、それ以外の金融機関で支払う場合の振込手数料はお客様負担とし、領収書の発行はいたしません。

第 7 条 （遅延損害金）

お客様が本利用規約に定める所定の期日までに法人まとめ請求サービスに関する支払い債務の履行を遅延した場合には、お客様は

当社に対し年14.5%の割合で計算した遅延損害金をお支払いいただくものとします。

第 8 条（サービス対象キャリア等の変更等）

1. お客様は、サービス対象キャリア等またはサービス対象となるお客様への請求を追加または除外する必要がある場合は、当社指定の書式により事前に届け出るものとします。届出がなかったことによりお客様が被った損害について、当社は一切責任を負いません。
2. 当社は、サービス対象キャリア等またはサービス対象となるお客様への請求を追加する必要がある場合でも、前項の届出がなかった場合には、当該お客様への請求を法人まとめ請求サービスの対象としないものとします。但し、お客様から当社に追加の届出がなかった場合でも、追加にかかるお客様への請求書が当社に送付された場合、当社は、お客様に通知することなく当社の判断により、当該お客様への請求を法人まとめ請求サービスの対象として取り扱うことができるものとします（この場合、第 4 条に定める料金が発生します）。
3. 当社は、サービス対象キャリア等またはサービス対象となるお客様への請求を除外する必要がある場合でも、第 1 項の届出がなかった場合には、当該お客様への請求を法人まとめ請求サービスの対象として取り扱います。当社は、第 1 項の届出以前に当社がお客様から受領した当該請求に関する料金の返還はいたしません。
4. サービス対象キャリア等またはサービス対象となるお客様への請求として法人まとめ請求サービスの対象とされていても、12 ヶ月間連続して当社への請求がなかったサービス対象キャリア等またはサービス対象となるお客様への請求については、当社の裁量により、法人まとめ請求サービスの対象から除外することができるものとします。その場合、当社及びお客様は、請求先をお客様に変更するために必要な手続きをすみやかに行うものとします。この変更によりお客様に損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負いません。
5. 法人まとめ請求サービスの提供後に、サービス対象キャリア等が契約条件を変更した場合その他お客様に対する請求を法人まとめ請求サービスの対象とすることができないと当社が判断した場合は、当社はお客様に通知の上、当該請求について、法人まとめ請求サービスの対象から除外することができるものとします。

第 9 条（代金の返還）

当社は、お客様とサービス対象キャリア等との間で契約の無効・取り消しその他の事由が生じた場合やお客様が当社に届出なくサービス対象キャリア等の契約に関する変更を行った場合その他事由のいかなを問わず、第 4 条または第 6 条に基づきお客様から受領した金銭については、当社が特に認める場合を除いて返還しません。

第 10 条（サービスの停止）

当社は、お客様が料金の支払いを遅滞した場合その他お客様が本利用規約の条項のいずれかに違反した若しくは違反するおそれが高いと当社が判断した場合、または、第 1 2 条に定める解除事由が発生した場合には、お客様に告知することなく、法人まとめ請求サービスの提供を停止し、サービス対象とされていたお客様への請求に対する支払いを拒否することができるものとします。

第 11 条（お客様が行う法人まとめ請求サービスの解約）

1. お客様が法人まとめ請求サービスの解約をする場合は、最終のサービス利用月の前月末日までに当社所定の申込書により当社に申し出るものとします。
2. 前項に定める申出を受領後、当社は法人まとめ請求サービスの解除の手続きを行います。
3. 前 2 項の定めにかかわらず、法人まとめ請求サービス解約の手続きの完了日は、サービス対象キャリア等の請求情報の変更登録処理手続き及びお客様のサービス対象キャリア等との契約内容から当社が決定するものとします。
4. お客様から申出のあった翌月から起算して 4 ヶ月を経過したにもかかわらずサービス解約手続きが完了していない場合、当社が一

方的にサービスの解約を行う場合があります。この場合、当社は支払代行サービスまたは回収代行サービスのいずれも行わず、お客様に当社に送付された請求書を転送いたします。これによりお客様に損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負いません。

第 12 条 （当社が行う法人まとめ請求サービスの解除等）

1. お客様に次のいずれかに掲げる事由が生じた場合は、お客様は当社に対して負担する一切の債務について当然に期限の利益を失い、また、当社は、お客様に催告、通知することなく直ちに法人まとめ請求サービスの契約を解除することができるものとします。

- (1) 法人まとめ請求サービスに基づく請求料金の未払い等、本利用規約の各条項のいずれか 1 つにでも違反したとき
 - (2) 重要な財産に対し、差押え、仮差押え、仮処分など強制執行または保全処分の申立てを受け、また滞納処分を受けたとき
 - (3) 支払不能、民事再生手続、会社更生手続、破産手続、特別清算手続その他これに類する法的整理手続の申立てがあったとき
 - (4) 監督官庁からの行政処分を受け、また営業を廃止したとき
 - (5) 自己振出もしくは自己引受の手形、または、自己振出の小切手につき不渡り処分を受けたとき
 - (6) 解散の決議をしたとき
 - (7) 所在が不明であるとき
 - (8) お客様の資産、信用、支払能力に重大な変化が生じたと当社が認めたとき、またそれらにより著しい信用不安に陥ったと当社が認めたとき
 - (9) その他、お客様において当社が法人まとめ請求サービスの提供を維持し難いと認める事由が生じたとき
2. 前項各号に定める事由が生じた場合には、ご利用になっているサービスが、利用停止または契約解除となる可能性があります。

第 13 条 （契約の終了時の措置及び精算）

1. 理由のいかんを問わず、法人まとめ請求サービスが終了する場合、当社及びお客様は、第 5 条により変更された請求先をお客様に変更するために必要な手続きをすみやかに行うものとします。当該変更をしたことまたは変更できなかったことに起因して当社またはお客様に損害または損失が生じた場合は、お客様がこれを負担するものとします。
2. 法人まとめ請求サービスが終了したときは、理由のいかんを問わず、お客様の法人まとめ請求サービスにかかる債務は当然に期限の利益を失い、当社及びお客様は直ちに債権債務を精算するものとします。
3. 当社がお客様から保証金を受領している場合は、当社は、当該保証金をお客様の当社サービスにかかる全ての債務（損害賠償債務を含む）に充当することができるものとします。当社は、当社及びお客様の債権債務の精算後、保証金に残額があれば、当該残額を金利を付さずにお客様へ返還いたします。

第 14 条 （免責）

当社は、第 10 条に定めるサービスの停止及び第 12 条に基づく法人まとめ請求サービスの解除に起因したいかなる損害についてもお客様に対して何らの損害賠償の責めを負わないものとします。

第 15 条 （権利・義務譲渡の禁止）

お客様は、法人まとめ請求サービスに関する権利・義務の全部または一部について、第三者に譲渡もしくは担保に供することはできません。

第 16 条 （秘密保持）

1. お客様及び当社は、相手方の書面による承諾なくして、法人まとめ請求サービスに関連して相手方から開示された相手方固有の業務上、営業上、技術上の秘密（以下「秘密情報」という。）を、サービス提供期間中はもとより、サービス契約終了後も 3 年間は

第三者に対して一切開示、漏洩しないものとします。但し、次の(1)ないし(5)のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除くものとします。

- (1) 秘密保持義務の対象外とすることについて事前に情報開示者の書面による承諾を得た情報
- (2) 開示を受けた時に既に公知の情報
- (3) 開示を受けた後に情報受領者の責めによらず公知となった情報
- (4) 開示を受けた時に既に情報受領者が適法に保持していた情報
- (5) 情報開示者が第三者に対し何ら秘密保持義務を課すことなく開示した情報

2. 第1項の規定にかかわらず、法令により開示することが義務付けられている情報については、その限度で、開示することができるものとします。

3. 前2項の規定にかかわらず、お客様の顧客情報の取扱いについては、次条の定めが適用されるものとします。

第17条（パーソナルデータの取り扱い）

1. 当社は、お客様のパーソナルデータを「プライバシーポリシー」に定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲において取り扱うこととします。
2. 当社は、前項のほか、法人まとめ請求サービスの提供を目的として、必要最低限の範囲で、NTT 東日本または NTT 西日本等の協定事業者にお客様のパーソナルデータを提供することがあります。
3. パーソナルデータの取り扱いに関して、本利用規約の内容と「プライバシーポリシー」の内容に矛盾が生じる場合は、本利用規約の規定が優先して適用されるものとします。

第18条（請求事業者の請求データの帰属について）

1. 法人まとめ請求サービスの履行のためお客様が当社に提供するデータ（以下「当該データ」といいます。）は、お客様に帰属し、当社は、データ提供者から本業務を委託されることをもって、当該データを本業務の履行の目的の範囲で利用する権限をお客様から付与されるものとします。
2. 当社は当該データを法人まとめ請求サービスの履行の目的でのみ利用できることとし、第三者への当該データの開示または当該データを利用することができる権利の譲渡もしくは承継を行わないものとします。但し、書面等によりお客様から事前の承諾を得た場合を除きます。
3. 当社は、法人まとめ請求サービスの履行の全部又は一部の業務を当社の責任において第三者に再委託できるものとし、当該第三者が日本国内で再委託した業務を行う場合は当該再委託先に対して当該データの利用権限を付与できるものとします。
4. 理由の如何にかかわらず法人まとめ請求サービスが終了した場合、当社は当該データを通知することなく削除できるものとします。
5. 当該データは、当社の入退館システムエリア内の法人事業に係る執務環境と同等の環境にて扱います。

第19条（協議事項）

当社及びお客様は、本利用規約により生じる権利・義務を誠実に履行し、本利用規約に定めない事項または本利用規約の各条項に関する疑義が生じたときは、双方、誠意をもって協議し解決するよう努めるものとします。

第20条（管轄裁判所）

本利用規約及び法人まとめ請求サービスに関する係争の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

第 21 条 （信書開封の同意）

1. お客様は、法人まとめ請求サービスの提供上、お客様の利用額若しくは請求情報または請求書がその内容物として収納されたと当社が認める当社着信、お客様名宛の書状の当社による開封について予め承諾するものとします。
2. 前項の開封された請求書は一定期間保管ののち、当社にて処分するものとし、お客様はかかる処分について予め承諾するものとします。

付則 1. 実施日

本利用規約は、令和 6 年 1 1 月 1 日より変更のうえ施行します。